

Q & A 【利用者用】

茨城県空港対策課

Q 1. どのような制度か。

- A 茨城県内・旅館等の施設に宿泊した方を対象に、水戸駅（高速・一般）・つくばセンター・石岡駅から茨城空港へ向かうアクセスバスの片道運賃を無料にします。
※国内線、国際線に関わらず、日本人・外国人は問いません。

Q 2. どうすれば利用できるか。

- A バス利用時、乗務員に宿泊を証明できるもの（宿泊証明書・領収書（写し含む））を提出してください。なお、宿泊証明書は、宿泊施設側の任意様式で可です。
※提出した（宿泊証明書・領収書（写し含む））は、返却されません。
※茨城空港手前で下車の場合は無効となり、通常運賃が必要となります。

Q 3. 宿泊証明書のひな型等はあるか。

- A 茨城空港HPの「アクセスのご案内」に掲載しています。
URL：<http://www.ibaraki-airport.net/>（茨城空港HPトップページ）
また、茨城空港にも概要のチラシを配置してあります。

Q 5. ご家族等グループ等で利用する場合は。

- A 宿泊証明書または領収書にご利用人数が分かるよう、宿泊施設に記載をしてもらってください。

Q 6. 宿泊証明書または領収書の発行から、何日間の間は利用できるのか。

- A 宿泊施設出発日から7日以内となります。（月曜出発であれば、日曜バス利用まで）

Q 7. 宿泊証明書または領収書がない場合は？無料にはならないのか。

- A 申し訳ありませんが、サービスは受けられません。通常運賃をお支払いください。

Q 8. 詳しく知りたい場合の問い合わせ先は。

- A 不明点等がございましたら、茨城県空港対策課にお問い合わせください。
電話：029-301-2761（直通） FAX：029-301-2749